

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
札幌市	95014007	95	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月3,000円限度(院内処方6,000円)	対象外	有	1割負担 【月額上限】 3,000円	平成30年8月診療分から(令和7年4月診療分から一部変更)
函館市	93010023	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	令和2年8月診療分から
函館市	94010022	94	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	令和2年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更)
函館市	95010021	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	令和5年4月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度 4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様 3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
小樽市	95010039	95	○「北海道の基準」とおり	○非課税世帯の児童 及び 母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	○非課税世帯の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○非課税世帯の母又は父 1割相当負担金 限度額なし ○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更)
旭川市	93010049	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
旭川市	94010048	94	「北海道の基準」とおり	1 非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 2 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	1 非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 2 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月18,000円限度	対象外	有	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和7年8月診療分から一部変更)

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
室蘭市	93010056	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
釧路市	93010064	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
釧路市	94010063	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和6年11月診療分から一部変更)
帯広市	93010072	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
帯広市	94010071	94	○6歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
帯広市	95010070	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童の母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度 非課税世帯 自己負担なし ※ 歯科外来は助成なし	対象外	有	1割負担 (非課税世帯自己負担なし)	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
北見市	95010088	95	「北海道の基準」とおり	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更)
夕張市	93010098	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
夕張市	94010097	94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
岩見沢市	93010106	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
岩見沢市	94010105	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和5年10月診療分から一部変更)

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療養費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
網走市	93010114	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
網走市	94010113	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 及び 母又は父	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更)
網走市	95010112	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
留萌市	93010122	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
苫小牧市	95010138	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
稚内市	95010146	95	○「北海道の基準」 ○両親の死亡、行方不明等により他の家族で養育されている児童 及び 養育している三親等以内の親族 ○高等学校の定時制又は通信制の第4学年に在学してる児童は19歳年度末まで	1 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし	1 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし	対象外	有	1割負担 【月額上限】 8,000円 (18歳まで非課税世帯自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和7年8月診療分から一部変更)
				2 非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童又は母及び父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 又は母及び父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円				
				3 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童又は母及び父 1割相当負担金 月24,600円限度	3 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童又は母及び父 1割相当負担金 月8,000円限度				
美唄市	93010155	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
美唄市	94010154	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	令和2年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)
芦別市	93010163	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
芦別市	94010162	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和4年4月診療分から一部変更)
江別市	95010179	95	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	非課税世帯の児童 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
				課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度				
赤平市	93010189	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
赤平市	94010188	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
紋別市	93010197	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
紋別市	94010196	94	○課税世帯の3歳以上18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ※1: 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の第4学年に在学している者は19歳	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	有	1割負担 (18歳まで課税世帯 【月額上限】8,000円)	平成30年8月診療分から(令和3年8月診療分から一部変更)
士別市	93010205	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
士別市	94010204	94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者(訪問看護に限る)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担 【月額上限】 非課税世帯 3,000円 (15歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)
名寄市	93010213	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
名寄市	94010212	94	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和6年10月診療分から一部変更)
三笠市	93010221	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
三笠市	94010220	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	令和7年8月診療分から
根室市	93010239	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
根室市	94010238	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 * 18歳に達する日以後の最初の3月31日において学校教育法に規定する高等学校に在学していた者であって、その翌日以後、引き続き高等学校等に在学している者を含む ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療養費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
千歳市	95010245	95	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から(令和7年8月診療分から一部変更)
滝川市	93010254	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
滝川市	94010253	94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)
砂川市	93010262	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
砂川市	94010261	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和6年4月診療分から一部変更)

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
歌志内市	93010270	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
歌志内市	94010279	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
深川市	93010288	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
深川市	94010287	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更)
富良野市	93010296	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
富良野市	94010295	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和4年12月診療分から一部変更)
登別市	93010304	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
恵庭市	95010310	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度 課税世帯の母又は父 2割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
伊達市	93010320	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
北斗市	93010346	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
北斗市	94010345	94	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
北斗市	95010344	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者の児童 及び 母又は父	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から
北広島市	93010510	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
北広島市	94010519	94	○6歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童	北広島市内の保険医療機関を受診した場合 自己負担なし 北広島市外の保険医療機関を受診した場合 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	北広島市内の保険医療機関を受診した場合 自己負担なし 北広島市外の保険医療機関を受診した場合 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
石狩市	95010526	95	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和7年4月診療分から一部変更)
当別町	93010536	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
当別町	94010535	94	○入院:18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○外来:課税世帯の3歳以上18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更)
新篠津村	93010544	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
新篠津村	94010543	94	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	令和2年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
新篠津村	95010542	95	所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	令和2年8月診療分から
松前町	93010577	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
松前町	94010576	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
福島町	93010585	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
福島町	94010584	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
知内町	93010593	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
知内町	94010592	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
木古内町	93010601	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
木古内町	94010600	94	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
七飯町	93010635	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
七飯町	94010634	94	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から
七飯町	95010633	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者の児童 及び 母又は父	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から
鹿部町	93010684	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
鹿部町	94010683	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度 4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様 3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
森町	93010700	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
森町	94010709	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和元年8月診療分から一部変更)
八雲町	93010718	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
八雲町	94010717	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	令和元年8月診療分から
長万部町	93010726	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
長万部町	94010725	94	「北海道の基準」とおり	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童及び母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	有	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(平成30年12月診療分から一部変更)
長万部町	95010724	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
江差町	93010734	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
江差町	94010733	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
上ノ国町	93010742	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
上ノ国町	94010741	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から
上ノ国町	95010740	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	令和4年8月診療分から
厚沢部町	93010759	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
厚沢部町	94010758	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○課税世帯の母又は父(入院のみ)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 課税世帯の母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	無	1割負担 【月額上限】 8,000円 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和元年8月診療分から一部変更)

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
厚沢部町	95010757	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(入院のみ)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 及び 母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	無	1割負担 【月額上限】 8,000円 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和元年8月診療分から一部変更)
乙部町	93010767	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
乙部町	94010766	94	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	有	1割負担	令和5年8月診療分から
奥尻町	93010791	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
せたな町	93010817	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
せたな町	94010816	94	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの児童 ○課税世帯の母又は父(入院のみ)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	有	1割負担 【月額上限】 9,000円	平成30年8月診療分から
今金町	93010825	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
今金町	94010824	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
島牧村	93010833	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
島牧村	94010832	94	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	令和3年4月診療分から
寿都町	93010841	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
黒松内町	93010858	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	一部	北海道の基準	平成30年8月診療分から
黒松内町	94010857	94	○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	一部	1割負担	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
黒松内町	95010856	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者(所得額830万円未満の者に限る)における20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者(所得額830万円未満の者に限る)における20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父	1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	一部	1割負担	平成30年8月診療分から
蘭越町	93010866	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
蘭越町	94010865	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
蘭越町	95010864	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から
ニセコ町	93010874	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
ニセコ町	94010873	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から
ニセコ町	95010872	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担 (20歳の月末までの児童自己負担なし)	令和3年8月診療分から
真狩村	93010882	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
留寿都村	93010890	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父						
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度 4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
留寿都村	94010899	94		児童 ・18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし	児童 ・18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし	対象外	無	1割負担 【月額上限】 8,000円 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和4年4月診療分から一部変更)
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 ○課税世帯の母又は父(入院のみ)	・18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	・18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円				

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
留寿都村	95010898	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者の児童	児童 ・18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし	児童 ・18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし	対象外	無	1割負担 【月額上限】 8,000円 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和4年4月診療分から一部変更)
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	・18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	・18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父	所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	母又は父 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円				
			○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父						
喜茂別町	93010908	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
京極町	93010916	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
京極町	94010915	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	令和6年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
			* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外						
倶知安町	93010924	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
倶知安町	94010923	94	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更)
共和町	93010932	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
共和町	94010931	94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の児童及び母又は父	なし	基本利用料の負担なし(訪問看護のみ)	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から
共和町	95010930	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	3歳未満 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3歳以上 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	3歳未満 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3歳以上 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担 (3歳まで・非課税世帯 自己負担なし)	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
岩内町	93010940	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
泊村	93010957	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
泊村	94010956	94	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から
泊村	95010955	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から
神恵内村	93010965	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
神恵内村	94010964	94	○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更)

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
神恵内村	95010963	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし それ以外の者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の母又は父 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 課税世帯の母又は父 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更)
積丹町	93010973	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
積丹町	94010972	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	令和4年8月診療分から
積丹町	95010971	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(入院のみ)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし それ以外の者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	自己負担なし	対象外	無	1割負担	令和4年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
古平町	93010981	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
仁木町	93010999	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
仁木町	95010997	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳未満除く)の児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳未満除く)の児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
余市町	93011005	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	令和5年8月診療分から
余市町	94011004	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	令和5年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
余市町	95011003	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 総医療費の1割 月57,600円限度 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 総医療費の1割 月18,000円限度	対象外	無	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)
赤井川村	93011013	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
南幌町	93011047	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
南幌町	94011046	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和4年4月診療分から一部変更)
南幌町	95011045	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	令和4年4月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
			* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外						
奈井江町	93011054	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
奈井江町	94011053	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担 (18歳まで・非課税世帯の19～20歳 自己負担なし)	平成30年8月診療分から
奈井江町	95011052	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担 (18歳まで・非課税世帯の19～20歳 自己負担なし)	平成30年8月診療分から
上砂川町	93011062	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
上砂川町	94011061	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
上砂川町	95011060	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
由仁町	93011070	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
由仁町	94011079	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和6年10月診療分から一部変更)
長沼町	93011088	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
長沼町	94011087	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和6年10月診療分から一部変更)
栗山町	93011096	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分 から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
栗山町	94011095	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分 から(令和5年4月診療分 から一部変更)
月形町	93011104	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分 から
浦臼町	93011112	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分 から
浦臼町	94011111	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分 から
新十津川町	93011120	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分 から
新十津川町	94011129	94	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯 及び 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯 及び 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月18,000円限度	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分 から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
新十津川町	95011128	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月18,000円限度	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
妹背牛町	93011138	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
妹背牛町	94011137	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から
妹背牛町	95011136	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 総医療費の1割 月57,600円限度	対象外	有	1割負担	令和4年8月診療分から
秩父別町	93011146	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
雨竜町	93011153	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
北竜町	93011161	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
北竜町	94011160	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
北竜町	95011169	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
沼田町	93011179	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
幌加内町	93011187	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
鷹栖町	93011195	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
鷹栖町	94011194	94	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	令和元年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更)
東神楽町	93011203	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
東神楽町	94011202	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和4年10月診療分から一部変更)
東神楽町	95011201	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和4年10月診療分から一部変更)
当麻町	93011211	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
当麻町	94011210	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更)
比布町	93011229	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
比布町	94011228	94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
愛別町	93011237	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
愛別町	94011236	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
上川町	93011245	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
上川町	94011244	94	○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度 4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様 3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度 課税世帯 2割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	非課税世帯 1割負担 課税世帯 2割負担	平成30年8月診療分から
			「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
			「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
東川町	93011243	95	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
美瑛町	93011260	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
上富良野町	93011278	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
上富良野町	94011277	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○住民税所得割非課税世帯の児童 ○住民税所得割非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和6年4月診療分から一部変更)
中富良野町	93011286	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分 から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
中富良野町	94011285	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分 から(令和5年8月診療分 から一部変更)
南富良野町	93011294	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分 から
南富良野町	95011292	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分 から
占冠村	93011302	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分 から
占冠村	94011301	94	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分 から
占冠村	95011300	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分 から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
和寒町	93011310	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
和寒町	94011319	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(入院)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 及び 母又は父 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	対象外	無	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更)
和寒町	95011318	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(入院)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 及び 母又は父 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	対象外	無	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更)

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
剣淵町	93011328	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
下川町	93011351	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
下川町	94011350	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和6年4月診療分から一部変更)
美深町	93011369	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
音威子府村	93011377	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
音威子府村	94011376	94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から
音威子府村	95011375	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
中川町	93011385	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
中川町	94011384	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から
中川町	95011383	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から
増毛町	93011393	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
小平町	93011401	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
苫前町	93011419	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
苫前町	94011418	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
羽幌町	93011427	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
羽幌町	94011426	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更)
初山別村	93011435	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
初山別村	94011434	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
遠別町	93011443	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
天塩町	93011450	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
天塩町	94011459	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成31年4月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
天塩町	95011458	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成31年4月診療分から
幌延町	93011468	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
幌延町	94011467	94	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	令和3年4月診療分から
幌延町	95011466	95	所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	令和3年4月診療分から
猿払村	93011476	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
浜頓別町	93011484	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
中頓別町	93011492	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
枝幸町	93011500	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
豊富町	93011526	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
豊富町	94011525	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和2年11月診療分から一部変更)
礼文町	93011534	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
礼文町	94011533	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
利尻町	93011542	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
利尻町	94011541	94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
利尻富士町	93011559	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
			* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外						
大空町	93011575	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
大空町	94011574	94	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の児童 及び 母又は父 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 及び 母又は父 1割相当負担金の1/2を助成 月28,800円限度	非課税世帯の児童 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 1割相当負担金の1/2を助成 月9,000円限度	対象外	有	0.5割負担 【月額上限】 9000円 (18歳まで・非課税世帯 自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和6年4月診療分から一部変更)
美幌町	93011583	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
美幌町	94011582	94	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 及び 母又は父 1割相当負担金の1/2を助成 月28,800円限度	非課税世帯の児童 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 1割相当負担金の1/2を助成 月9,000円限度	対象外	有	0.5割負担 【月額上限】 9000円 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更)
津別町	93011591	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
津別町	94011590	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和3年4月診療分から一部変更)
津別町	95011599	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
斜里町	93011609	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	一部	北海道の基準	平成30年8月診療分から
斜里町	94011608	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 及び 母又は父(母又は父:入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	一部	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)
斜里町	95011607	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童及び母又は父(母又は父:入院のみ)	児童 自己負担なし 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	児童 自己負担なし 母又は父 対象外	対象外	一部	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	令和5年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
清里町	93011617	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
清里町	94011616	94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
清里町	95011615	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	令和3年8月診療分から
小清水町	93011625	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
小清水町	94011624	94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
小清水町	95011623	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 自己負担なし 3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 自己負担なし 3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
訓子府町	93011641	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
訓子府町	94011640	94	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)
訓子府町	95011649	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 上記以外の児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 上記以外の児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
置戸町	93011658	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
置戸町	94011657	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更)
佐呂間町	93011674	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
佐呂間町	95011672	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
遠軽町	93011708	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
遠軽町	94011707	94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
遠軽町	95011706	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度 非課税世帯 自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
湧別町	93011740	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
湧別町	94011749	94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
湧別町	95011748	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度 非課税世帯 自己負担なし	対象外	有	1割負担 (非課税世帯 自己負担なし)	平成30年8月診療分から
滝上町	93011757	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
興部町	93011765	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
興部町	94011764	94	課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の翌月から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	有	1割負担	令和2年8月診療分から
興部町	95011763	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
西興部村	93011773	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
西興部村	94011772	94	「北海道の基準」のとおり	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
雄武町	93011781	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
雄武町	94011780	94	○課税世帯の3歳以上18歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
雄武町	95011789	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童	18歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	非課税世帯の母又は父 18歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯の母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
豊浦町	93011799	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
豊浦町	94011798	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
豊浦町	95011797	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	令和元年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
			* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外						
洞爺湖町	93011807	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
洞爺湖町	94011806	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)
壮瞥町	93011831	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
壮瞥町	94011830	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から(令和3年8月診療分から一部変更)
壮瞥町	95011839	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者で18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から(令和3年8月診療分から一部変更)
白老町	93011849	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
白老町	94011848	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	令和5年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更)
安平町	93011864	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
安平町	94011863	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和3年8月診療分から一部変更)
安平町	95011862	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
厚真町	93011872	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
厚真町	94011871	94	○世帯合計所得240万円以下の課税世帯の3歳以上18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○世帯合計所得240万円以下の課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(入院) ○世帯合計所得240万円以下の課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○世帯合計所得240万円以下の課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(入院)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
厚真町	95011870	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者又は20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの扶養を受けている者 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 非課税世帯及び世帯合計所得240万円以下の課税世帯の者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 上記以外の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
むかわ町	93011880	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
むかわ町	94011889	94	○課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
平取町	93011914	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
日高町	93011922	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
日高町	94011921	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和7年8月診療分から一部変更)
新冠町	93011930	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
新冠町	94011939	94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
新ひだか町	93011948	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
新ひだか町	94011947	94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	令和3年8月診療分から
浦河町	93011963	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
様似町	93011971	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
様似町	94011970	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更)
えりも町	93011989	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	一部	北海道の基準	平成30年8月診療分から
えりも町	94011988	94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	一部	自己負担なし	令和5年8月診療分から
えりも町	95011987	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	母又は父 対象外 児童 自己負担なし	母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度 児童 自己負担なし	対象外	一部	1割負担 (15歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)
音更町	93011997	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
音更町	94011996	94	○課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童(小中学生:入院のみ) ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
音更町	95011995	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯の母又は父 自己負担なし 課税世帯の母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担 (非課税世帯 自己負担なし)	平成30年8月診療分から
士幌町	93012003	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
士幌町	94012002	94	○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更)
上士幌町	93012011	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
上士幌町	94012010	94	○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から
鹿追町	93012029	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
鹿追町	94012028	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	令和2年2月診療分から
鹿追町	95012027	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 総医療費の1割 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	令和4年8月診療分から
新得町	93012037	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
清水町	93012045	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父						
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度 4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
清水町	94012044	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	令和元年8月診療分から
芽室町	93012052	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
芽室町	94012051	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更)
芽室町	95012050	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更)
中札内村	93012060	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
中札内村	94012069	94	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
中札内村	95012068	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
更別村	93012078	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
更別村	94012077	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から
大樹町	93012094	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
大樹町	94012093	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和5年10月診療分から一部変更)
広尾町	93012102	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
広尾町	94012101	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更)

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
広尾町	95012100	95	○北海道基準に準ずる母又は父(通院)	対象外	非課税世帯の母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)
幕別町	93012110	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
幕別町	94012119	94	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和5年10月診療分から一部変更)
池田町	93012128	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
池田町	94012127	94	○非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
豊頃町	93012136	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
豊頃町	94012135	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
豊頃町	95012134	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯の母又は父 自己負担なし 課税世帯の母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更)
本別町	93012144	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
本別町	94012143	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から
足寄町	93012151	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
足寄町	94012150	94	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から(令和5年10月診療分から一部変更)
陸別町	93012169	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
陸別町	94012168	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
陸別町	95012167	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
浦幌町	93012177	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
釧路町	93012185	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
釧路町	94012184	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)
釧路町	95012183	95							平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から取扱い終了)
厚岸町	93012193	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
厚岸町	94012192	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
浜中町	93012201	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から
浜中町	94012200	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	無	自己負担なし	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
浜中町	95012209	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 「北海道の基準」とおり	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 「北海道の基準」とおり	対象外	無	1割負担 (18歳まで自己負担なし)	平成30年8月診療分から
標茶町	95012217	95	○「北海道の基準」とおり ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から(令和元年8月診療分から一部変更)
弟子屈町	93012227	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
弟子屈町	94012226	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	令和6年8月診療分から
鶴居村	93012243	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	無	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
鶴居村	94012242	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
鶴居村	95012241	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	無	1割負担	平成30年8月診療分から
白糠町	93012250	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
白糠町	94012259	94	「北海道の基準」のとおり	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 及び 母又は父 自己負担なし 上記以外の児童 「北海道の基準」のとおり	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 「北海道の基準」のとおり	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
別海町	93012276	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
別海町	94012275	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	平成30年8月診療分から(令和6年4月診療分から一部変更)
別海町	95012274	95	○北海道基準に準ずる母又は父(通院)	対象外	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別(93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度 4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様 3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
中標津町	93012284	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
中標津町	95012282	95	○北海道基準に準ずる母又は父(通院)	対象外	非課税世帯の母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 課税世帯の母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度 ※母又は父は歯科外来対象外	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
標津町	93012292	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
標津町	94012291	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から
標津町	95012290	95	○北海道基準に準ずる母(通院)	対象外	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	有	1割負担	平成30年8月診療分から

ひとり親家庭等医療市町村一覧

自治体名	公費実施 機関番号	法別	対象者	自己負担		食 事 療 養 費	所得制限	訪問看護	受託年月日
				入院	外来				
北海道の基準 法別 (93)		93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様	対象外	有	1割負担 【月額上限】 課税世帯 18,000円 非課税世帯 8,000円	平成30年8月診療分から
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父	2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童 及び 母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度	3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度				
			○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)					
羅臼町	93012300	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	有	北海道の基準	平成30年8月診療分から
羅臼町	94012309	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	有	自己負担なし	令和4年8月診療分から